

保健・医療

母子健康手帳

産婦人科で妊娠確認の上、妊娠・子育て相談員がいる各保健相談所・健康推進課母子保健係（区役所東庁舎6階）の窓口で妊娠届をご記入いただき、面談後、その場でお渡しします。

●ねりますくすくアプリ（ねりすく）

妊娠期から子育て期に活用できる電子母子手帳アプリです。妊婦さんやお子さん向けの、お知らせ通知や予防接種のスケジュール管理ができます。



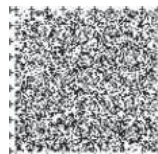
ダウンロード

窓口 担当の保健相談所（P.9）または 健康推進課 母子保健係 ☎ 5984-4621

入院助産

出産の費用にお困りで、指定助産施設で出産する場合に、入院費用（全部または一部）を助成します。所得制限などがあるほか、**出産前の申請が必要**です。詳しくはお問い合わせください。

窓口 担当の総合福祉事務所 相談係（P. 8～9）



予防接種

子どもの予防接種の費用を助成します。予診票は接種対象年齢に、その都度区からお送りします（一部、申込が必要なものがあります）。なお、転入された方は、送付時期が過ぎてしまうと届かないため、窓口（P.45）へ問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。



● 定期予防接種

		接種対象年齢	接種回数	予診票送付時期	実施場所
BCG（結核）		1歳に至るまで	1回	生後2か月になる月	東京都23区、 西東京市（B CG（結核）を 除く）、武蔵 野市の 予防接種協力 医療機関
B型肝炎		1歳に至るまで	3回	生後2か月になる月	
ロタ （①ロタリックス/②ロタテック）		①出生6週0日～ 24週0日まで ②出生6週0日～ 32週0日まで	①2回 ②3回	生後2か月になる月	
Hib（ヒブ）	初回	生後2か月～	3回	生後2か月になる月	
	追加	60か月（5歳）に至るまで	1回	生後11か月になる月	
小児用肺炎球菌	初回	生後2か月～	3回	生後2か月になる月	
	追加	60か月（5歳）に至るまで	1回	生後11か月になる月	
DPT-IPV （4種混合/ジフテリア ・百日せき・破傷風・ 不活化ポリオ）	初回	生後3か月～90か月 （7歳6か月）に至るまで	3回	生後2か月になる月	
	追加		1回	生後11か月になる月	
MR（麻しん風しん混合）1期		1歳以上2歳未満	1回	生後11か月になる月	
MR（麻しん風しん混合）2期		小学校就学前の1年間	1回	小学校就学前の4月	
水痘（みずぼうそう）		1歳以上3歳未満	2回	生後11か月になる月	
日本脳炎1期	初回	生後6か月～90か月 （7歳6か月）に至るまで	2回	3歳の誕生日 ※1	
	追加		1回		
日本脳炎2期		9歳以上13歳未満	1回	9歳の誕生日	
日本脳炎 特例対象者※2		平成15年4月2日～ 平成19年4月1日まで に生まれた方で、 9歳以上20歳未満の方	最大 4回	高校3年生相当の6月 （その他は申込制）	
DT2期 （2種混合/ジフテリア・破傷風）		11歳以上13歳未満	1回	11歳の誕生日	
子宮頸がん予防 （HPV感染症）		小学校6年生～ 高校1年生相当の女子	3回	小学校6年生に なる年の4月	
子宮頸がん予防 ※3 （HPV感染症）キャッチアップ		平成9年4月2日～ 平成19年4月1日まで に生まれた女性	最大 3回	高校2年生相当の4月 （その他は申込制）	

※1 3歳未満で接種を受ける場合、ワクチン量が通常の半分（0.25ml）での接種になります。

接種を希望する場合は、保健予防課予防係（5984-2484）までお問い合わせください。

※2 積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対し、予診票を送付しています。

※3 積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方で、3回接種が終了していない方が対象です。

● 償還払い

● 里帰りなどによる定期予防接種費用助成

里帰り出産などのやむを得ない理由で、東京都 23 区、西東京市（BCG（結核）を除く）、武蔵野市の予防接種協力医療機関以外で定期予防接種を希望する場合、接種を受ける前に、「予防接種実施依頼書」の発行申請を行ってください。自費で予防接種を受けた後、必要書類をご提出いただくことで、費用の助成を行います。詳しくは区ホームページをご覧くださいの上、申請してください。



● 子宮頸がん（HPV 感染症）ワクチンを自費で接種した方に対する費用助成

平成 25 年 4 月 1 日以降に HPV ワクチンを自費で接種した方を対象に償還払い（費用助成）を実施しています。令和 4 年 4 月 1 日時点で練馬区に住民登録があり、平成 9 年 4 月 2 日から平成 23 年 4 月 1 日の間に生まれた女性で、接種したワクチンの種類がサーバリックス（2 価）またはガーダシル（4 価）の方が対象となります。詳しくは区ホームページをご覧くださいの上、申請してください。



● 任意予防接種

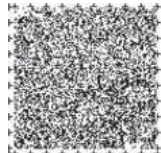
	接種対象年齢	接種回数	予診票送付時期	実施場所
おたふくかぜ ※	1 歳以上 3 歳未満	1 回	生後 11 か月になる月	練馬区予防接種協力医療機関 (中野区、杉並区、西東京市、武蔵野市の一部の予防接種協力医療機関也可)
MR (麻しん風しん混合)	2 歳以上 19 歳未満 (定期接種対象者を除く)	最大 2 回	申込制	

※助成額は、3,000 円です。(生活保護受給世帯は全額助成)

窓口

保健予防課 予防係 ☎ 5984-2484

保健・医療



乳幼児の健康診査・相談

	実施場所	対象	お知らせの方法	主な内容
4か月児健康診査	担当の保健相談所	4か月児	生後2か月頃に個別通知	身体計測、診察、育児・食事の相談
6か月児健康診査	都内契約医療機関	6～7か月児 (6か月になる日から8か月になる前日まで)	4か月児健診時に受診票を配付	身体計測、診察、保健指導
9か月児健康診査		9～10か月児 (9か月になる日から11か月になる前日まで)		
1歳児子育て相談	各保健相談所	10か月～1歳4か月児	区報・ホームページに日時を掲載(予約制)	歯みがき・食事・育児の相談
1歳からの食事講習会	各保健相談所			子育て世代の親子の食事についての講習会
1歳6か月児健康診査	区内契約医療機関	1歳6～11か月児 (1歳6か月になる日から2歳になる前日まで)	1歳6か月になる前月に個別通知	身体計測、診察、保健指導
	担当の保健相談所			歯科健診、育児・食事・心理発達・歯みがき相談
2歳児歯科健康診査・子育て相談	担当の保健相談所	2歳0か月児	2歳になる前月に個別通知	歯科健診、育児・食事・心理発達・歯みがき相談
2歳6か月児歯科健康診査		2歳6～10か月児	区報・ホームページに日時を掲載(予約制)	歯科健診、歯みがき相談
3歳児健康診査		3歳児 (3歳1か月から4歳になる日の前日まで)	3歳になる月に個別通知	身体計測、診察、歯科健診、尿検査、視力検査、視力・聴力アンケート検査、育児・食事・心理発達・歯みがき相談
赤ちゃんからの飲む食べる相談	各保健相談所	0歳児～1歳過ぎ頃の親子	区報・ホームページに日時を掲載(予約制)	赤ちゃんや幼児のいる家庭の食事についての相談会(小グループ)
育児栄養歯科相談	担当の保健相談所	0歳児(1歳になった月の末日まで)		身体計測、育児・食事・歯みがき相談

※実施場所、対象、お知らせの方法、内容などは変更となる場合がありますので、区ホームページをご確認ください。



窓口 担当の保健相談所 (P.9)

●多胎児のいる世帯向け「こども商品券」

3歳未満の多胎児がいる世帯に、予防接種や乳幼児健診、多胎児の会に参加する際のタクシー料金の支払いなどに使える「こども商品券」(2万4,000円分)を交付します。対象となる方にはご案内と申請書を送付します。

※保健師などと面談の上、申請書を提出してください。

窓口 健康推進課 母子保健係 ☎ 5984-4621

医療費助成(親医療証・乳・子・青医療証)

●ひとり親家庭等医療費助成 (親医療証)

18歳になって最初の3月31日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭などに(親)医療証を交付し、医療費(健康保険の一部負担金)を助成します。入院時食事療養標準負担額は助成対象外です。住民税課税世帯の方は一部自己負担金があります。

▶対象 つぎのいずれかの状態にある児童を扶養している方

- (1) 父母が離婚した児童
 - (2) 父または母が死亡または生死不明である児童
 - (3) 父または母に1年以上遺棄されている児童
 - (4) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - (5) 母が婚姻によらないで出産した児童
 - (6) 父または母に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度)がある児童
 - (7) 父または母がDV(配偶者からの暴力)によって裁判所の保護命令を受けた児童
- ※前々年の所得が一定額以上あるときは対象となりません。

●子ども医療費助成 (乳・子・青医療証)

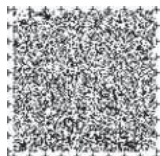
つぎの医療証を交付し、医療費(健康保険の一部負担金・入院時食事療養標準負担額)を助成します。保護者の所得制限はありません。いずれも**保険のきかない容器代・健康診断料・予防接種・文書料・入院室料差額**などは、**助成の対象外**です。

	対象
(乳)医療証	0歳から未就学児童
(子)医療証	小学1年生から中学3年生までの児童
(青)医療証	高校生など(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)

窓口 子育て支援課 児童手当係 ☎ 5984-5824

(東京都) こども医療ガイド

子ども(0歳から小学生程度まで)の病気、ケガの対処法や基礎知識、子育て情報を知ることができるホームページ「東京都こども医療ガイド」を開設しています。



東京都 子供の健康相談室(小児救急相談)

保健所や保健センターが閉庁する時間帯に、看護師や保健師などが相談に応じます。また、必要に応じて小児科医が対応します。なお、この電話相談は医師が直接診察する場合とは異なり、あくまで電話による相談のため、診断をするものではありません。

相談日時

月～金曜：午後6時～翌朝8時

土・日曜、祝休日、年末年始：午前8時～翌朝8時


窓口

子供の健康相談室(小児救急相談)

#8000(プッシュ回線の固定または携帯電話で利用可)または ☎ 5285-8898

※急な病気やけがをした際に、救急車を呼んだ方がいいのか、病院に行った方がいいのか、などの迷った際の相談は、「東京消防庁救急相談センター」(#7119)でも対応しています。

休日急患診療所

	診療科	診療受付時間	予約方法
休日急患診療所 練馬 豊玉北 6-12-1 区役所東庁舎 2 階 ☎ 3994-2238 石神井 ※主として内科医が小児を診ます。 石神井町 3-30-26 石神井庁舎地下 1 階 ☎ 3996-3404	内科 小児科	土曜： 午後 6 時～午後 9 時 30 分 日曜・祝休日・年末年始： 午前 10 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分 (石神井は午後 1 時～午後 2 時) 午後 6 時～午後 9 時 30 分	当日、診療受付開始時間の 30 分前から診療受付終了時間の 1 時間前までにインターネットまたは電話で予約可 診療予約(練馬区医師会ホームページ)
練馬区夜間救急こどもクリニック 豊玉北 6-12-1 区役所東庁舎 2 階 ☎ 3994-2238	小児科 (15 歳以下)	月～金曜： 午後 8 時～午後 10 時 30 分 土曜： 午後 6 時～午後 9 時 30 分 日曜・祝休日・年末年始： 午後 6 時～午後 9 時 30 分	
練馬歯科休日急患診療所 豊玉北 6-12-1 区役所東庁舎 3 階 ☎ 3993-9956	歯科	日曜・祝休日・年末年始： 午前 10 時～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時 30 分	当日、電話で要予約

※年末年始…12月30日～1月4日(練馬歯科休日急患診療所は12月29日～1月3日)

健康診査・がん検診など

身近にある協力医療機関（医院、クリニックなど）で健康診査やがん検診を実施しています。



	対象 (※1)	自己負担金 (※2)	実施場所
30歳代健康診査	30歳代の方	300円	健康診査室（区役所東庁舎2階） 練馬区医師会医療健診センター （高野台2-23-20）
特定健康診査	練馬区国民健康保険に加入している40～74歳の方	300円	協力医療機関 健康診査室 練馬区医師会医療健診センター
子宮がん検診 （頸部細胞診検査）	20歳以上で前年度未受診の女性	700円	協力医療機関
子宮がん検診 （体部細胞診検査も実施）		1,000円	
乳がん検診	40歳以上で前年度未受診の女性	900円	協力医療機関 練馬区医師会医療健診センター
胃がん検診 （エックス線検査）	40歳以上で前年度区の内視鏡検査未受診の方	1,000円	健康診査室 練馬区医師会医療健診センター
胃がん検診 （内視鏡検査）	50歳以上で前年度区の内視鏡検査未受診の方	2,000円	協力医療機関 練馬区医師会医療健診センター
肺がん検診 （胸部エックス線検査）	40歳以上の方	300円	協力医療機関 健康診査室 練馬区医師会医療健診センター
肺がん検診 （かくたん細胞診検査も実施）	50歳以上で喫煙指数（1日の喫煙本数×年数）が600以上の方	600円	
大腸がん検診	40歳以上の方	100円	
前立腺がん検診	60歳・65歳の男性	300円	
眼科（緑内障等） 健康診査	50歳・55歳・60歳・65歳の方	900円	指定眼科専門医療機関
成人歯科健康診査	30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の方	500円	協力歯科医療機関
肝炎ウイルス検診	30歳以上でこれまでに検診を受診したことがない方	無料	協力医療機関 健康診査室 練馬区医師会医療健診センター
骨粗しょう症検診	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性	500円	協力医療機関

※1 対象者の年齢は、年度末である3月31日時点の年齢です。

※2 生活保護受給世帯の方、住民税非課税世帯等、一定の条件を満たす方は、自己負担金が無料となる場合があります。基準とする住民税の課税状況は、原則として前年度になります。

保健・医療

●健康診査時の保育サービス

健康診査室、練馬区医師会医療健診センターでは、30代健康診査・特定健康診査を受診される方を対象に、生後6か月～未就学のお子さんの保育サービスを実施しています。傷害保険料として子ども1人につき50円を当日いただきます。

インターネットまたは電話で練馬区医師会医療健診センター（☎5923-1771）へ、お申し込みください。

窓口 健康推進課 成人保健係 ☎ 5984-4669

